

平成25年4月1日
日本銀行業務局

平成25年4月以降に参加者口座の開設を受けた国債振替決済
制度参加者における留意事項について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」（平成23年法律第31号）が施行されたことに伴い、平成25年4月以降に参加者口座の開設を受けた国債振替決済制度参加者は、参加者口座の開設を受けるに当たって日本銀行に届け出た参加者口座の開設の目的、事業の内容および実質的支配者¹の本人特定事項²に変更があった場合には、日本銀行に対し、その旨を届け出てください。

なお、国債振替決済制度参加者は、参加者口座の開設の時期にかかわらず、「日本銀行国債振替決済業務規程」（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙1）第9条および「国債振替決済制度に関する規則」（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙2）第8条に規定する事項に変更があった場合には、日本銀行に対し、その旨を届け出ることとなっておりますので、併せて申し添えます。

（本件に関する照会先）
日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ
（Tel）03-3279-1111（代表）

以 上

¹「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2項に規定する実質的支配者をいいます。

²「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）第4条第1項第1号に規定する本人特定事項をいいます。